

新型コロナウイルスの感染防止のため受験の自粛を要請していたところですが、令和2年5月25日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がすべての都道府県において解除されたことから、5月31日をもって受験の自粛要請及びこれに伴い受験を自粛された方への受験料の返還又は試験日の変更の特別措置を終了いたします。

ただし、引き続き、発熱や咳などの症状がある方については、受験を控えていただくようお願いいたします。この場合、事前に受験する安全衛生技術センターへ連絡した方について、受験料の返還又は試験日の変更を行います。(令和3年3月31日実施分まで)

なお、今後の試験については、当面の間、下記のとおり実施しますので、ご理解ください。

#### 記

- 1 安全衛生技術センターにおける試験の実施に当たっては、次のような新型コロナウイルス感染症予防対策を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。
  - ① **受験者の座席間隔を拡げます(定員が減少しますので、早期に満員になる場合があります)。**
  - ② **試験室は、換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。**
  - ③ **試験当日は、検温による発熱がないことの確認及びマスク着用での受験をお願いします。**
- 2 今後、緊急事態宣言が再度発令されるなどにより、試験の実施に変更がある場合は、ホームページでお知らせします。